

厚生労働省案について

平成17年11月10日

総務省

I 基本的考え方

- 1 生存にかかるナショナルミニマムの確保は国の責任。**
- 2 生活保護は、全国統一的に公平かつ平等に実施されるもの（無差別平等の原則）。**
- 3 生活保護及び児童扶養手当の原則は金銭給付。地方の裁量の余地はない。**
- 4 地方自治体における保護の実施体制や取組状況等は、保護の動向に影響を与えるものではない。**
- 5 紙付の適正化に資する抜本的な改革が不可欠。**

II 各論

- 1 生活保護の負担率は、国の責務及びこれまでの経緯に鑑み、現行の水準を維持すべき。**
- 2 地方団体ごとに、生活保護の水準に実質的な差が生じることは、国民の最低限度の生活を営むことを保障するという、生活保護の趣旨になじまない。**
- 3 衣食住は一体不可分で、最低生活費は一体として保障されるもの。住宅扶助などの一部の扶助だけを地方自治体の責任とすることは、生活保護の体系を崩すもの。**
- 4 医療扶助の権限に何の変更もなく、新たな都道府県負担を導入することは、単なる負担転嫁そのもの。**
- 5 児童扶養手当の認定基準は全国一律の収入のみであり、地方自治体の裁量の余地は全くない。**

參 考 資 料

生活保護法(抄)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、**国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること**を目的とする。

(無差別平等)

第2条 **すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。**

(最低生活)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(生活扶助の方法)

第31条 生活扶助は、**金銭給付**によつて行うものとする。(以下略)

(教育扶助の方法)

第32条 教育扶助は、**金銭給付**によつて行うものとする。(以下略)

(住宅扶助の方法)

第33条 住宅扶助は、**金銭給付**によつて行うものとする。(以下略)

平成元年4月3日・衆議院大蔵委員会における小泉厚生大臣答弁

(生活保護の国庫負担率を10分の7から10分の8に復元すべきとの質問に対する答弁)

○小泉厚生大臣

生活保護というのは国として大事な事業でありますから、ほかの補助率とは違って最高の水準を維持すべきだという考え方を持っておりますし、それが最高水準の補助率を維持すべきであるという点で10分の8がいいのか、10分の7.5がいいのか、それは議論があると思いますが、厚生省としては、10分の7.5、4分の3でこれからのいろいろな事業に対して、また生活保護を受ける方々のことを考えて支障はない、これでいいということで今回、**4分の3に恒久的に措置**したものであるということを御理解いただきたいと思います。

保護費の計算

■生活保護法(抄)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
(以下略)

- 保護費は、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を支給
- 最低生活費は、**各扶助の合計額として一体的に算定**

